

# 鳥取縣公報

## 監査公告

◇監査公告第九号

地方自治法第二百四十條に基き四月例月出納検査を執行、昭和二十四年五月二十五日知事及議事に報告した。要領は次の通り

●昭和二十四年五月二十五日

鳥取縣監査委員

### 一、検査日時

(イ) 予備監査 自昭和二十四年四月二十五日二日間 至昭和二十四年四月二十六日

(ロ) 本監査 昭和二十四年四月二十七日

一、検査対照 昭和二十四年二月中縣歳入、歳出、現金出納、証券出納、物品出納その他一般會計事務

二十三年度分

昭和二十四年五月二十五日  
号 外 水曜日

本報ノ大ハ國定規格A5列

### 一、一般會計歳出

(イ) 予算に対する支出状況

二月末現在四一％であるが過去年度の決算上から見て二五％程度の予算不執行あるものと見込まれるが、實際上執行予算面から見た比率は六〇％以上の支出状況である

尙科目別に見て警察費、教育費等の九〇％程度が最高率のものである

(ロ) 支出内容の適否

二月中に於ける支出金中不適當、不都合と認められるものはなかつたが出張旅費概算拂及前渡資金の末精算のものが甚しく多く且亦その精算も長日月に亘り遷延されてゐるものがあつて甚だ遺憾に思つた。又給じて支出証憑は庶務主任に一任の傾向にあり課長が余り檢閲してゐない今後は課長が閱覽すべきで

00391

ある

(イ) 予算流用関係  
一、二不合理と思はれるものもあつたが指適するものなく大体良好に処理されてゐた

(ロ) 收支の比較状況(二月現在)  
収入済額 拾億参千六百余万元 予算の四四%  
支出済額 九億七千零百余万元 同 四一%  
差 引 六千四百九拾六万余円

二、一般会計歳入

(イ) 予算に対する収入状況

二月末現在四三%であるが歳出状況と同様の事情で予算不執行に伴う減収額二五%を見込まれるから収入比率も六〇%を上廻るものと推察される。

科目別に見れば前年度繰越金一〇%、縣稅九〇%使用料及手数料の六八%等が成績良好のものである。

(ロ) 調定額に対する収入状況

平均九二%で前年度繰越金、庫下渡金、縣債等が何れも一〇〇%使用料及手数料九二%で良好の方である。

るが寄附金四大%は甚だ成績振はず今一段と收納に努力すべきである。

その未収の主なるものは次の通り

- 土木費寄附 四百式拾壹万余円
- 農業土木費寄附 壹百九拾五万余円
- 林業費寄附 壹百六万余円

三、特別会計歳出

(イ) 予算に対する支出状況

支出は概ね低調であつて印刷事業費の六一%、畜牛増殖奨励事業費五三%、縣立実業学校実習費五二%、無畜農家解消事業費三九%、競馬事業費五二%、物産幹旋事業費一九%、縣立病院費二%であるが教育資金外、会計の支出は皆無で今日に至る迄経費を伴う事業は未執行のもの様である

(ロ) 支出内容の適否不都合と目されるものを認めず

四、特別会計歳入

(イ) 予算に対する収入状況

00392

自作農創設維持奨励資金

九四二%

歳入予算四万零千九百八拾壹円に対し四拾式万九千余円の収入となつてゐるのは農地買収に際し市町村に対し国庫よりの手数料約四拾式万円を一般会計の農地制度改革補助金として受入收納すべきものを誤つて本会計を収入した結果前記の如き異常率を生じてゐることが判明したので直ちに更正せしめることとした。

縣立病院費

六%

収入率が低率になつてゐるのは医療團より縣に移管の時期が遅延した爲めであつて即ち十二月予定に依り予算計上したるも二月に遅延した結果によるもので歳出に於いても同様な事情である。

競馬事業費

三%

同様低率になつてゐるのは競馬経費の精算未済による爲で検査執行現在では更正予算参百式拾八万五千九百八拾円に対し式百四拾壹万五千余円の収入済であるが近々精算完了の運びとなつてゐる。

(ロ) 調定額に対する収入状況

大体一〇〇%に達してゐるが印刷事業費六九%、無畜農家解消事業費七一%である。

印刷事業費の未収八拾参万九千余円は運用資金繰の關係で印刷用紙代等一般会計にて支出すべきもの、支拂抑制に基くものである。

無畜農家解消事業費未収金百六拾七万九千余円は畜牛売却代金であるが検査執行現在では全額回收済である。

五、特別会計收支の状況

大部分の会計は大体收支の均衡を得てゐるが左記のものは支出超過を生じてゐる。その会計名、金額並事由は概ね次の通りである。

(イ) 競馬事業費 支出超過額 式百参万六千九百余円

前記の如く精算未済によるものであるがその後検査執行現在迄に式百四拾壹万五千余円を收納してゐるので出超は解消されてゐる。

(ロ) 縣立病院費 支出超過額 五拾八万参千八百余円

健康保険診療に依る組合の支拂分及区療扶助券に基  
 く医療費受入遅延によるもので出納閉鎖期迄には解  
 消される見込である。

(ハ) 印刷事業費 支出超過額 壹万五千元

前記の通り一般会計支出の抑制によるものであつて  
 この出超は検査執行現在に於いては解消してゐる。

六、現金出納

(イ) 現金出納の種類と金額

二月末現在に於ける現金出納は振替金外二十三  
 種目にして受高壹千六百拾八万九千七百拾拾円  
 四拾五錢拂高壹千五百拾式万六千七百五拾六円五拾  
 六錢である。

(ロ) 二月末現在に於ける残額と種別

国庫納付金八万壹千四百七拾六円七拾式錢 還給納  
 付金現金寄託金壹拾八万壹千四百九拾八円拾七錢  
 合計壹百式拾六万式千九百七拾四円八拾九錢

七、証券出納

二月末現在に於いては出納皆無なるが金庫の担保証券

として左記の通り保管してある(山陰合同銀行を保管  
 せしむ)

大東亞戦争国費 わ号五八の八 壹百万円 壹枚

同 わ号五八の六 参百五拾万円 同

同 る号七二 壹千万円 同

八、物品出納

二月中に於ける購入物品と出納簿とを照合したるに正  
 確に記帳してある。

九、金庫運用金状況

(イ) 金庫運用金として国庫予金部より日歩式錢參円及  
 至式錢五円の利率を以つて四口八千貳百九拾五万円  
 を短期債として借入してゐる。

(ロ) 運用準備金として六千壹百五拾万円を合同銀行鳥  
 取支店外金融機関を通知預金をして、縣費支拂に支障  
 を來さぬ様準備してゐる。

一〇、帳簿その他会計事務の処理状況

概ね良好に処理され支出簿、歳出簿、收入簿、歳入簿、  
 現金出納簿等主要帳簿も正確に記帳されてゐるが支出

証憑書の編纂は今一層注意を要するものがある。

◇監査公告第十号

地方自治法第九十九條に基き各土木出張所及各河川改  
 良事務所並港灣修築事務所の定期監査を執行、昭和二十  
 四年五月二十五日知事及議事に報告した。

要領は次の通り

昭和二十四年五月二十五日

鳥取縣 監査委員

監査箇所並執行月日

米子土木出 事務監査 昭和二十四年四月五、六日  
 本監査 昭和二十四年四月七日

法勝寺川改 右同 同

鳥取土木出 右同 同

郡家土木出 右同 同

大津川改良 右同 同

一、東部港灣修 右同 同 四月十五日  
 築事務所

一、勝部川改良事務所右同 同 四月二十一日  
 日置川

一、倉吉土木出 右同 同 四月二十一日  
 張所

一、根雨土木出 右同 同 五月五日  
 張所

監査概評

土木行政の第一線機關である土木出張所河川及港灣改修  
 事務所の監査を去る四月初旬より約一ヶ月の間に於いて  
 順次執行したがその結果各所共所長以下職員の撻まごる  
 努力と精進により円滑に業務を遂行されてゐるよう  
 ある試みに三月三十一日現在に於けて各所夫々の予算額  
 を見るに米子土木出張所の参千式百七拾萬円を筆頭に倉  
 吉土木の壹千六百餘萬円その他の出張所は概ね壹千万円  
 前後であり各河川改良事務所参百万円から五百万円前  
 後、東部港灣修築事務所壹千四百万円等であるが米子  
 土木出張所管内にはP.D工事、佐陀川改修工事、境港一  
 部修築工事等があり、倉吉土木管内には加勢陀川改修工

事があるので他の出張所より当該経費予算は増額となつてゐる状況である。

これ等巨額の経費を以つて直接、間接に縣民に利害關係の深い土木第一線業務を遂行するのであるからその衝に當るものは使命の重大さを認識し責任を重んずるは許し、事業執行に當つても能率的、効果的にして且亦良心的であらねばならぬことは論ずる迄もない処である。

幸ひ監査の結果から見ても工事方法並に進捗は順調であり事務の整理も概ね良好であるが、尙研究を要し改善しなければならぬ点も見られる。

左に各所共通の問題を掲げ関係当事者の参考に資すると共に今後の施策に遺憾のない様万全の措置を講ぜられんことを希望致した。

記

一、予算措置の迅速化と予算令達の計画性

各所予算経理状況を見るに赤字支出が多く支出科目の不適正なものが相当見受けられた

幸い順次予算の令達を得て赤字支出を解消し科目更正

に依り支出の適正を図りつゝあつたので決算迄には整理されるものと思考されたのであるが起因するところは災害復旧その他の事業關係係債の見透し困難から予算措置遅延に基き生じたもの、様で事情に於て巴むを得なかつた面もあるがしかし予算成立後も在再日も空しく各出張所への予算令達も遷延されて居る嫌が十分認められた。畢竟するにこれは予算執行に各主管課の計画性の欠如とも見られるのであつて第一線業務を執行する各出張所、改良事務所等ではこれが爲め工事の執行面に支障を生じ易く又事務關係に至つては事務が甚だしく輻輳し量的にも増加され困惑してゐる様であるが今後は予算措置の迅速化と予算令達の計画性に留意し第一線機関に戸惑いせしめない様措置ありた

二、事務の執行し経費支出の迅速化

本件は前項と関連を持つものであるが支拂が甚だ敷く遅延してゐる嫌がある。予算令達遅延が最大原因と目する、が相当額の工費を延引することは現在の如き

金融難の折柄業者に迷惑を与へることとなり延いてはその施工面にも影響するところ尠からざるものがあると思考されるので前項と共にこの点嚴重注意せられた

三、

工事用資材割当配給の敏速化と工事請負人立替絶無

工事施行に伴ない資材割当配給が甚だしく遅延する爲め事実上施工不能に陥るので已むを得ず当該工事請負人に之を立替施工せしめてゐるものが相当あるがこれは違法であり且亦他面工事施行上支障を生ずる虞れが多分にあると思推されるので縣に於て可急的工事施行に差支えない様資材入手方に工夫と努力を拂われない。

四、民願書類の簡素化と所長権限の拡大

土木出張所所管道路堤防、河川敷の占用許可並生産物採取許可等は縣を一々進達処理されてゐるのであるが書類内容の煩鎖と縣への進達手数、期間等の面で非能率の様に考えられるので特殊のものを除いた占用許可並採取許可は当該所長権限移譲し簡素化すべきである。

五、道路損傷負担金の賦課時期の適正について

道路損傷負担金は年度経過後縣よりの通知により賦課されてゐるので期間的にこれを測定收入する余裕なく多額の未收金を翌年度に繰越す傾向があり甚だ敷は年度内に測定不能の爲翌年度に全部繰越収入手続をしてゐる事例も散見されるのでこれが賦課時期の適正方主管課に於いて考究されたい

六、事務職員の増員について

土木出先機関の事務は他の夫々比し廣範多岐にして輻輳を極めてゐるのは事実であつて特に直營工事を遂行する場合は労務用配給物資關係、労働基準法、職業安定法或は道路運送管理法等の適用を受ける面が甚だ多く又繁雜にして各種調査、統計、諸報告等は相当頻繁に行われてゐる様である。

右の実情の中にあつて郡家、根雨各土木出張所各二名東部港灣修築事務所一名の事務担当者では事務の完遂は困難にして又過重の点を認める。

時節柄増員困難の事情もあるが配置轉換等の方法に依

り尠く共夫々一名程度増員の要がある。

尙根雨水木出張所に於いては工事関係所属事務七、八名を臨時傭入して漸く処理してゐる状況であるが能率的の面に再検討を加へ陣容整備の要を認める。

以上の通り各所共通的な事項を申述べたので次に各所の監査結果を別紙記載の通り申し述べる。

米子土木出張所 昭和二十四年四月七日監査

監査概評

一、工事の施行状況

当所管内諸工事の進捗状況は概ね順調にして改良及砂防工事を初め二十災から二十二災復旧工事は殆んど竣工してゐるが、二十三災(緊急)は予算関係にて着工が遅れた爲め僅か程度未完成のものも二、三あり同二十三災(緊急)分にして既定計画による二十四年度へ繰越の精進川(大高村尾高)堤防復旧工外二工事は目下鋭意竣工期限に向つて進捗中の模様である。

二、経理その他の事務の処理状況

各般の事務の処理状況は概ね良好であるが左記の点今

後注意し整理を要するものは急速整理方希望する。

(1) 要注意事項

(イ) 物品講入修繕簿、出張命令等は合理的に記載処理すべきものと認む。

(ロ) 切手受拂簿は明確に記載のこと

(ハ) 直管人夫は小廻りしなつてゐて出面簿なく純直當による方式になつてゐない。

(2) 要整理事項

(イ) 昭和十八年度以降の備品は出納簿に登録してない急速整理を望む

(ロ) 歳入未收金拾式万四千九百拾式円五拾錢二六四件あり出納閉鎖期迄に完納方努力を望む

三 当所今後の方針及抱負懸案事項中特に推奨すべきもの

(1) 道路改修計画

(イ) 国道十九号線(日野郡と米子を結ぶ路線)の變更改修

(ロ) 国道十八号線(米子市を中心に大山、箕蚊屋各

村及島根縣を結ぶ路線)の變更改修

(イ) 米子大山線(米子及伯耆大山より大山登山道路)の變更改修

(意見) (イ)の国道路線は産業道路として重要路線にて殊に(イ)は道笑町踏切遮柵による数年來の懸案改修路線であり(イ)は観光道路として共に緊急改修を要すべきものと考察する。

(2) 河川改修計画

(イ) 佐陀川、精進川、阿弥陀川の改修

(意見) 西伯郡中の災害河川にして土石流甚しく急流である佐陀川、精進川は目下繼續事業として砂防工事と同時に河川改良を實施中なるも阿弥陀川と共に災害を未然に防除する上緊急改修の要を認められる。

(3) 港湾修築計画

(イ) 米子港…境港との連絡航路浚渫と陸上港湾施設の完備

(ロ) 淀江港、御來屋港…防波堤の完備と港内浚渫

並荷揚場構築

(イ) 御來屋港…東側防波堤の完備、港内浚渫

(意見) (イ)は商業港として(イ)は漁港として修築し当地方の産業伸展の爲その要を充分認められる。

法勝寺川改良事務所 昭和二十四年四月七日監査

監査概評

一、工事の施行状況

本工事は昭和九年より七ヶ年繼續事業として着工し一応改修を終りたるも未完成部分があり遂次工事を施工し初期計画に達成してゐる又小松谷川流域の改修に昭和十六年から起工し法勝寺川合流点より上流を約千五百米は本年度を以つて竣工を見るに至つてゐる。

二、経理其の他の事務処理状況

一般事務整理は概ね良好であつて不正は認めなかつた。工所用諸資材の出納は工事区分毎に一応整理されてゐるが工事現場に於ける末端出納記録の明確を欠く点がある。これが出納については一層留意された

- 2 諸物資の配給について労務者用と現場職員用の区分を混同し配給してゐる点があるが公正に配分し配給の合理化を図られたい。
- 3 備品台帳の整備を要する  
購入備品で台帳に登記されてゐないもの又廢棄処分の手続が完了されてゐるもので帳簿に手入がされてゐない。

鳥取土木出張所 昭和二十四年四月十二日監査  
監査概評

一、工事の施行状況

各種工事は概ね順調に進捗し殊に二十災——二十三災工事は殆んど完了してゐるも左記工事は甚だ遅延してゐるので急施を要するものと認められる。

- イ) 鳥取港維持浚渫工事 工費参百万円 未着工
- ロ) 天神川災害防除工事 工費百拾万円 出來高二〇%
- ハ) 二十三災(緊急)工事は予算關係にて着工が遅れた爲概して遅延の様である。三十四ヶ所中完了十ヶ

所八〇%以上八ヶ所五〇%以上八〇%未滿七ヶ所圓の方針が決まらない爲未着工一ヶ所(明治村檜原道路工事)

二、経理その他の事務の処理状況

全般を通じて良好と認められたが尙左記の通り不整理のものがあるので急速に処理しられたい。

- イ) 歳入未収金が総額拾四万九千余円件數四十七件あり(主として堤塘、道路使用料) 出納閉鎖迄には收納方措置ありたい。
- ロ) 二十二年度限りで使用期限満了せるも手続未了の爲め二十三年度の収入措置が出来てゐないものが左記の通りである。

- 借用者 (古市農事実行組合長 松田 治壽)  
前地厚生文化農業研究所長水姓郁太郎)
- 使用地 安長河川敷(飼料、堆肥地)
- 料 金 参万九千七百拾弍円
- 借用者 代表 氣高郡千代水村長
- 使用地 新袋川河川敷(蔬菜畑、放牧場)
- 料 金 六万九千四百七拾九円  
(河港課え目下進達中)

イ) 左記帳簿の記載は嚴格にされたい。

超過勤務命令簿、切手受拂簿、出帳命令簿

- 三、当所今後の方針及抱負懸案事項中特に推奨すべきもの
- 1 道路補修の機械化

(意見) 完全補修と能率化の点より特に推奨したい

- 2 道路改修計画

府 縣 道 鳥取青谷線(湖山——末恒間)

同 浦生鳥取線(宇倍野村宮ノ下地域)

指定府縣道 鳥取城崎線(蒲富町——東村間)

(意見) 重要路線にしてその必要を多分に認められる。

- 3 塩見川及有留川の改修

(意見) 出水時の氾濫による地元民の蒙る損害絶無と福利の爲め実現を希望したい。

- 四、当所の希望意見中特に考慮すべきもの
- 1 民願書類取扱の簡素化

(意見) 各種使用繼續許可成いは生産物採取願等は特殊なものを除き所長を権限移譲を図つて然るべきものと痛感した。

- 2 潰地買収に伴う離作補償の基準設定方

め所要経費の予算計上方

- 3 潰地買収に伴う所有権移轉登記の迅速化を図る爲

(意見) 2、3の問題は当事者の苦勞と煩鎖が推奨され又能率化の面も併せ当局の一考を煩したい。

- 五、当所管内現地視察の結果特に施策或いは対策の要を認められたもの
- 1 寶木、末恒間中酒ノ津陸道貫通計画の実施

(意見) 交通、産業上喫緊事なりと認む。

- 2 酒ノ津漁港修築

(意見) 港内狹隘にして又漂砂により埋没され船溜の用を喪失して居り港としての効用をなさざる迄になつてゐる修築の要を充分認む。

- 3 八千代橋修繕工事の完壁

(意見) 現在施工中の橋脚補強工事を見るに橋脚挫折は高い橋脚にも不拘鉄骨を畧してゐる事由に起因するものと認められた今後の施工に充分留意を要すべきことと思ふ。

郡家土木出張所 昭和二十四年四月十九日監査  
監査概評

一、工事の施行状況

各種工事は二十二災外二十三災(緊急)に至る迄概ね順調に進捗を見てゐるが縣側の予算措置の齟齬により債務負担行違による諸工事中十数ヶ所ものが出来形三二%より八〇—九〇%程度にして工事中止を余儀なくせられ財源喪失の爲め翌年度繰越施工となつたのは甚だ遺憾であつたこれは縣側の事務処理上の過誤がその因を發したもので、ようである二十四年度に於て完全施工を図りたい。

尚工事の進捗を促したいものは次の工事である。

若櫻町護岸堤防復旧工事

工費 九拾九万七千七拾壹円 出来高 四三%

二、經理その他の事務の処理状況

事務の処理状況は概ね良好であるが書類の編纂保管に一二遺憾のあるを認められたので今後の注意を望みたく。

尙左記の如く未整理のものがあるので急速処理を望む  
(イ) 歳入未收金額壹万四千五百八拾五円六拾五錢四  
一件あり出納閉鎖期迄に完納せしめられたい。  
(ロ) 道路占用(主として軒担)及河川占用関係で昭和  
二十年三月限りで使用期限満了してゐるにも不拘繼  
続使用又は廃止等の手續を爲さしめをらず台帳面も  
又未整理の儘となつておるので爲めに有料分に対し  
ては三ヶ年度に亘り使用料の徴收をしてゐないもの  
があるのは甚だ遺憾である。尙無料のものと同様  
手續完済せしめ台帳の整理を爲すべきである。急  
速に夫々処理されたい。

(ハ) 工事台帳に「工費の流用施工」或は「着工月日」  
「竣工月日」等々所要事項が記載してゐない爲め當  
該工事の経緯或いは経過が不明につき一目瞭然たら  
しめる様嚴重記帳すべきである。

(ニ) 物品購入修繕簿及出張命令簿を合理的記載処理  
すべきものと認む。  
三、当所今後の方針及抱負、懸案事項中特に推奨すべき

もの

(イ) 産業道路の改良

国道二十号線 戸倉時附近の改良

(意見) 鳥取、阪神間の最捷路にして地方産業開發振興に貢献すべきものと認める。

(ロ) 災害復旧より防災への施策と本橋より永久橋への架換  
(意見) 本縣の現状からして万難を排しその線に沿ひ  
遂次推進せしめることに努力を拂うべきであ  
ることは同感である。

四、当所の希望意見中特に考慮すべきもの

(イ) 道路維持修繕費の増額

(意見) 本年度は實績利益金にて良好なる実績を見られつゝあるが現在の如き經常予算額では完全維持困難につき愛護団体の協力によると共に維持修繕費の増額が必要と認められる。本件は当所管内のみに限らない。

(ロ) 月額旅費の増額と自轉車タイヤ、チューブの特

配分

(意見) 陸路活動範囲の廣汎頻繁な土木出張所職員に對する月額旅費八百円ではその活動は兎角鈍り勝である又巡回用自轉車タイヤ、チューブを特配して活潑なる活動を促すことが土木事業の完璧を圖る所以でもあるので当局の一考を希みたく。

大路川改良事務所 昭和二十四年四月二十日監査

監査概評

一、工事の施行状況

工事は順調に進捗し殆んど完成してゐる。本年度から建設省に於て千代川逆流水防止のため大路川河口より既設堤防を上流部を三千余米の兩岸嵩上工事を委託され着手してゐる。二十四年度も繼續実施の予定である

二、經理其の他の事務の処理状況

1 一般事務の処理は良好である  
2 予算執行は適確に經理されて居り特に指適する事項はなし。

00403

8 工事日誌 人夫出面簿及賃金台帳の關係は良く整備されて居り、特に本所の特質は人夫に対する賃金を法規上の実労働時間を基礎とした処の賃金表を作り労働者側代表と協定し円満に行はれ又各種配給物資も適正に配給してゐる。

三、所管事項に対する方針及抱負、懸案事項

1 当初計画されてゐた大路川終点米里村地内の改修一部は地元の反対により廃工の予定である。

(所要経費は現価格で約壹千万円)

2 大路川支流の砂田川改良区域の終点である因美線鉄橋から上流部の改修を津ノ井村地元で要望してゐる。

普通の雨水にも川床狭少なるため国道線附近迄溢流し一体を氾濫する状態であり關係当局と協議、接衝の結果二十四年度で執行可能の見込みである。延長は現在竣工してゐる終点より上流部へ国道線を横断し三百米余りでの所経費は大体式百万円程度である。

東部港湾修築事務所 昭和二十四年四月二十日監査

監査概評

一、工事施行状況

(イ) 網代港(修築工事關係)

(ロ) 南防波堤修築工事

請負工事(主として阪神築港株式会社)五百四拾壹万九千余円直営工事壹百九万四千余円合計六百五拾壹万参千余円であるが石材運搬台船(六〇屯積)造船工事を除き全部竣工してゐる。

(ハ) 荷揚場修築工事

請負工事(阪神築港)参百五拾六万七千余円直営工事老百式拾八万七千余円合計四百八拾四万八千余円であるが請負工事は全部竣工してゐるも直営工事中に於いて

貝切コンクリート工事

(工費参万七千余円) 出来高五〇%

斜面張石工事 (工費五拾八万余円) 同 七〇%

吸油管布設工事(工費壹万参千余円) 同 六〇%

00404

同 (工費壹万九千余円) 同 六〇%

繋船柱工事 (工費 参萬余円) 同 九〇%

道路工事 (工費八万参千余円) 同 三〇%

排水工事 (工費式万九千余円) 同 未着工

等が未竣工につき急速に促進せしめられた。

2 田後港は修築工事關係の施工はなし

3 網代港(災害復旧工事關係)

防波堤復旧工事、内港浚渫工事、北防波堤復旧工事

(何れも阪神築港請負工費参百五万九千円)は堅工してゐるが内港護岸復旧工事(工費百参拾五万九千円)出来高六〇%内港護岸復旧工事(工費百七拾八万五千円)出来高六〇%が未竣工につき同様急速に竣工せしめられた。

4 田後港(災害復旧工事關係)

第二防波堤復旧工事(阪神築港請負工費参百六拾壹万円)第二防波堤復旧工事(阪神築港請負工費四百

参拾八万壹千円)は暑竣工の域に達してゐたものを昨年末より本年初頭に亘り時化に遭遇し激浪の爲め

相当部分が崩壊してゐる緊急当該箇所の補修施工を爲し竣工せしめられた。

以上の通り修築工事は順調に進捗してゐる中に未成部分のあるものは比較的小工事につき日ならず完成するものと思考されるも災害復旧關係工事未成部分のものは鋭意進捗を促進せしめられる様措置ありた。

二、經理その他事務の処理状況

概ね良好に処理されておるも左記の点注意すると共に至急整理されたい

(イ) 備品出納簿に購入物件の記帳がしてないので記帳のこと

(ロ) 人夫賃支給基帳に賃金領收印洩のものあり徴印を要す

(ハ) 工事台帳に起工、竣工進達検定等の所要事項を記載し経緯及経過を明瞭にすること

(ニ) 左記帳簿のないのは遺憾につき急速に設置して整理された。

00405

超過勤務命令簿、同整理簿、宿直日誌  
尙当所に於いて災害復旧工事を施行せしめ乍ら之が事務雜費の予算を配当してゐないのは矛盾と言へべきである主管課の考慮を望む

三、当所今後の方針及抱負懸案事項中特に推奨すべきもの

1、網代港の場合

(イ) 漂砂、飛砂の対策樹立と港内の計画水深迄の浚渫

(ロ) 防波堤の整備と外港荷揚場の完全使用並陸上施設の完備

(ハ) 蒲生川の可航区域を本庄橋下流附近迄伸長

(意見) 以上三項は差支当り網代港を山陰地方有数の模範漁港たらしめる爲の不可欠要件であつて

焦眉の念を要するものと考え又將來は大谷地区を港灣用地とした理想的商業港とすべきことを提言したい

2、田後港の場合

(イ) 第二第三防波堤の整備及荷揚護岸の早急復旧施工

(ロ) 東側港口の防波堤新設に依る波浪浸入防止と完全船留の実施

(ハ) 荷揚護岸の増設と背面出荷輸送道路の布設

(意見) 以上三項は網代港と共に優良漁港たらしめる爲の必須要件であつて將來は陸上よりも網代を結ぶ海岸道路の敷設により紐帯をつくり

網代港の姉妹港としての利用を図り且亦浦富町を含む觀光地帯として開發し理想郷たらしめることに邁進すべきであると考える。

更に此の地一帯の山林の荒廢甚大なるを以つて急速施業の要あるを認む。

3、港灣修築工事施行の場合

機械器具並に勞務の整備に依り部分請負を純直管に切替

(意見) 能率化と経費の活用等の見地に立ち賛意を表したい

四、当所の希望意見の中特に考慮すべきもの

(イ) 大岩村、網代村並に浦富町田後村の合併

(意見) 利害關係を共にする右町村の合併は漁業を中心とした同地方繁榮の見地より將亦任民福利の爲より考えて妥當なる提言と判断されるものである

(ロ) 港灣關係工事は港灣事務所の掌設に依り管掌すること

(意見) 特殊技術機械設備船舶と多額の工費を要する港灣修築工事は從來の各土木出張所主管より切離し熟練せる専門技術者を擁したる港灣事務所(三ヶ所)の新設に依り施行することが効果的との意見に対し一考に價すべきものと思慮する。

關係当事者に於いて折角研究善処されることを希望したい。

勝部川、日置川改良事務所

昭和二十四年四月二十二日監査

監査概評

一、工事の施行状況

二十二年度は勝部川の施工はなく日置川のみにして総工費四百万円を以つて施工されてゐるが、その内直管工事百八拾貳万七千余円は大体順調に進捗してゐるが、共請負工事百六万五千余円中には予算關係に伴わないう着工が遅れたため工程は余り進捗してゐないものがある急施を要するものと認める。

その状況次の通り

用水樋管工事	式拾參万円	未着工
橋梁工事	拾四万円	出來高 二〇%
築堤及掘鑿工事	貳拾五万円	同 二〇%
右 同	四拾四万五千七百四拾貳円九拾五錢	出來高 八〇%

(右松本権三請負)

動力工事並工用資材 參万六千七拾四円八拾四錢

(右北村電氣青谷出張所請負) 出來高一〇〇%

二、經理その他事務の処理状況

00435

00407

概ね良好に処理されてゐるが左記事項の整理を望む  
(イ) 工費用資材受拂簿と現物とに不突合のものあり、即ち釘、針金は帳簿数量より現物が過大にあり、三年度中の出納記帳は数字的には符合してゐるので二十二年度以前に於て生じた誤差と認められる何れにしても過剰分は登記し今後の出納に於いて嚴格に処理されたい。

(ロ) 正規の人夫出役点検簿なく出面表により点検簿代用としてをりしかもその点検簿は貸金支拂済の際には破棄せるとの趣であるがその処理は甚だ無暴と言わなければならぬ嚴重注意を要す。

倉吉土木出張所 昭和二十四年四月二十二日監査

監査概評

一、工事の施行状況

当管内工事は大体順調に進捗を示し殆んど竣工されてゐることは誠に結構である。

特に昨年度懸案されてゐた道路改良工事の一部倉吉、勝山線、倉吉津山線、鳥取倉吉線は総工費四百七拾五

万円を以つて一応本年度で竣工されてゐる。

二、経理その他事務の処理状況

一般事務は概ね良好である。予算執行状況に於て出納員の兼務と事務担当者の八月以來疾病のため長期缺勤により収入関係に於ては相当額の未収入があるのは甚だ遺憾である。出納閉鎖期を目標に控へ当局は勿論主管課としても徴集の対策をたて一層收納方努力せられたい。

1、収入関係

(イ) 道路損傷負担金について

本課からの通達が遅延した関係もあるが、調定額二万一千五百五十八円に対し全額未収である。又調定元帳額と収入簿額と百円符合してないので整理を要する。

(ロ) 道路占用及堤塘物揚場使用料について

道路占用料 四万八百十三円五十錢  
堤塘物揚場使用料 一十万九百三十八円五十錢  
の調定に対し収入は僅か一万八千七百三十五円、

00408

未収十二万三千円である。

(イ) 道路及堤塘物揚場使用台帳について

各種占用台帳の整備が不充分のため廃止或いは繼續手続を放擲されている。二十二年度で期限が満了せるもの使用料免除関係十三件、有料関係六件あり又二十三年度で満了のものが相当件数見られた。関係台帳の整備と現地を調査し繼續、廃止或は無届者等には直ちに手続を執らしむべき処置を講ぜられた。

(ロ) 生産物売拂代で六千八百十二円の未収がある。

生産物は雑草、轉石、砂利等であるが採取許可と同時に納金せしめる等の方策を講ずれば徴収も容易につき当局の一考を希望する。

2、支出関係

(イ) 支拂証憑中に請求、支拂、受領月日洩れ又は受領印の不備なもの等見られた。支拂前に於ける書類の審査に万全を期せられた。

(ロ) 労務災害保険料の支拂遅延のため督促を受け之

が督促料を支拂つているが今後は注意すべきである。

3、備品台帳の整備を要する。

本年度から新帳に引繼してゐるが旧帳簿と数字的に符合しないもの又帳簿上で廃棄処分されている等不備な点がある。

4、工事台帳に於ける工費の流用、施工、着工、竣工月日等所要事項が記載されていないため当該工事の経済或は経済が不明である、期際に記帳すべきである。

5、道路手台帳の整理が不充分である、明確に記入せられた。

三、所管事項に対する今後方針抱負、懸案事項

該当事項なし

根雨土木出張所 昭和二十四年五月六日監査

監査概評

一、工事の施行状況

工事の進捗状況は良好にして異竣工してゐる。但し未

00409

竣工中の左の敷工事は急施を要するものと認む。

二、災(国補) 黒坂町下黒坂 橋梁 工費 二百六十五万円 出来高三〇%

二、災(同) 江尾町佐川 道路 同 六十五万八千四百円 同 三〇%

二、災(同) 日野上村宮内 同 同 十四万四千九百円 同 二〇%

同(同) 米沢村下蚊屋 同 同 十四万九千七百円 同 三〇%

同 江尾町江尾 破防 同 五十二万五千余円 同 五〇%

二、經理その他事務の処理状況

本所は前任出納員病氣の爲め長期間に亘り缺勤したために事務も滞滞していたが、之が整理促進の爲後任出納員を得て現在では暑整理を完了、昨年度監査当時の状況に比すれば良好に処理してあつたのは誠に結構であつて賞讃に價する。

只書類の保管に徹底を欲している嫌があつたが、漸次

整頓されるものと期待するものである。尙歳入未收金六千五百八十五円ありその内道路損傷負担金五千八百八十一円(七〇件)があるので出納閉鎖期迄に完納方努力を望む。

三、当所今後の方針及抱負、懸案事項中特に推奨すべきもの

1、産業開発道路の改修計画

(イ) 国道十八号線四ヶ所改修計画並に四橋を永久橋に架換

(ロ) 指定府縣道(鳥取-廣島線)一部幅員拡張

(ハ) 府縣道 (八束-江尾停車場線)一部幅員拡張

(意見) 岡山縣又は廣島縣を結ぶ産業開発上の不可缺路線にて他縣との物産交易上將亦地元民の産業振興上緊急施工の要を認める。

2、觀光道路の改修計画

府縣道(溝口-大山線)の一部改修

(意見) 日野郡地域内唯一の觀光路線にて風光絶佳外客誘致上改修不可缺のものと認む。

00410

四、当所希望意見の中特に考慮すべきもの

(イ) 路面の維持整備と道路手の定員増加方

(意見) 町村道七路線延長八〇、八二三米が縣道に編入されたのと又戦時中以來路面維持整備に意を用いながつた關係もあつて、荒廢その極に達しつゝある現状より推して首題の必要性を充分認む。

(ロ) 木橋を永久橋に架換

(意見) 郡家土木出張所提案と同様兎角山間地帯の橋梁は応急的木橋に止められ居るが、腐朽も早く風水害毎に流失しその損害も尠からざるものがある。山間地帯なるが故に漸次永久橋に架換の要を認める。

00411

◇監査公告第十一号

地方自治法第九十九條に基き左記定期監査を執行、昭和二十四年五月二十五日知事及縣議會に報告した。要領は次の通り。

昭和二十四年五月二十五日

鳥取縣 監査委員

監査箇所並執行月日

- 一、蚕業試験場 昭和二十四年 一月三十一日 監査
- 一、倉吉保健所 同 一月三十一日 同
- 一、工業試験場 同 二月十日 同
- 一、八頭木工公共職業補導所 同 二月十日 同
- 一、鳥取機械工公共職業補導所 同 二月十日 同
- 一、鳥取建築工公共職業補導所 同 二月十日 同
- 一、山守診療所 同 五月六日 同
- 蚕業試験場 昭和二十四年一月三十一日監査

監査概評

一、事業の執行状況

(イ) 原蚕種の製造配付

- 一、二万蛾
- (ロ) 蚕に関する試験並調査
  - 1、蚕業安定の爲の各種試験
  - 2、繭質向上の各種試験研究
  - 3、蚕品種改良各種試験研究
 以上試験して実績を挙げている。
- (ハ) 桑に関する試験
  - 1、桑園肥料、間作基準等に関する試験
  - 2、桑樹仕立法の試験
 目下試験を続行中にして好成绩を挙げつゝある。
- (ニ) 桑園改良指定試験
 

中国五縣の中本縣のみ農林省の指定を受け経費全額国庫補助に依り、山間部(光徳村)平坦部(光徳村)海浜部(中浜村)に各四反歩の桑園により改良試験を行い実績を挙げている。
- (ホ) 桑園生産事業当業者に配付する計画を以て三十万本生産(借地赤碕町松ヶ岡)事業続行中のようなであ

00412

る。

その他桑実生苗生産を画中であり又蚕業技術指導により有効適切な蚕業技術の滲透に種々方途を講じている。

蚕業技術員の養成は予算六万円(半額国庫補助)を以て修業年限二ヶ年制(現在入所二十名)に依り優秀技術員の養成に精進している。現在迄の卒業生は約七百名ある。

二、施設及設備状況

(イ) 設備は概ね整つてゐるが建物その他施設は老朽に属し補修箇所も随所に散見せられたが、蚕業の復興に伴ひ財源を得て逐次改造し又設備し一層充実にして新業興隆に貢献する試験場たらしむる様考慮を布望した。

(ロ) 建物老朽の關係もあるが構内各所の整理整頓が行届いていない様觀察された、留意を望む。

現有施設は次の通りである。

1、土地

(イ) 敷地 二、四二六坪

(ロ) 試験地 四町六反九畝一七步(内借用地一町六反一畝)

2、建物

- 本館 六八坪
- 蚕室二棟 二二四坪
- 実験室 五〇坪
- 蒸氣消毒室及貯藏室 三九坪
- 蚕種保護室 二七坪
- 冷藏庫 一五七五坪
- 外に物置 五坪
- 農具舎、牛舎等

三、經理其の他事務の処理状況

処理状況は概ね良好なるも今後左記の点留意し又整理を要すべきものと認む。

(イ) 予算經理上赤字支出が数項目あり殊に義務的経費以外の物件費の赤字支出は嚴に慎しまれたい。

急速整理を望む。

(ロ) 支出科目の適正でないものが数件あつたが更生す

ると共に爾今注意ありたい。

(イ) 本場生産圃を上井町農業協同組合へ拂下げています。藪検定所に於ては繰糸藪獲得に困難を生じている実状につき同所へ拂渡のことが二石二鳥の策と考察される。此の点今後考慮すべき事項と思ふ。

(ロ) 左記の通り本場生産圃を売却しているが、売却した日より収入の日時が甚だ遅延しているのは遺憾である。代價も相当金額に上るので今後は急速收納のことに留意されたい。

春蚕繭 七九貫四〇〇匁 六五、八二三円 六月十六日拂下  
 初秋繭 三三、貫六八〇匁 二六、二五七円 八月十九日拂下  
 晩秋蚕 二二貫二六〇匁 六、八五八円 十月七日拂下

以上昭和二十四年一月二十日調定同一月二十九日収入

(ハ) 牛、鶏、その他家畜を飼育してあるが家畜台帳が設置してないから直ちに作製して置くべきである。

(ニ) 生産物引繼簿が設置してないので直ちに設け生産物引繼に遺憾のない様措置せられたる。

(ホ) 蔬菜畑或は桑園間作より上る生産物の出納は明確

にして置くべきものと認む、今後留意を望む。

倉吉保健所 昭和二十四年一月三十一日監査  
 監査概評

一、事業の施行状況

1、当管内は純消費地、農村、漁村と林業を職とする山村と種々の生活條件を異にする地域を包含し疾病状況も多岐に亘つていますが、所長以下職員一致協力し結核、性病予防、防疫、乳幼児、妊産婦の保健、その他一般公衆衛生指導に相当実績を挙げていることは誠に結構である。

尙各種委員会(東伯衛生主任会、結核予防委員会、地区別優生保護委員会等)を設け傳染病予防、患者の療養、優生保護法の普及等の保健衛生の第一線行政の興隆に寄与されている。

2、各町村衛生主任、保健婦、医師会等団体の支援と相俟ち、町村、学校、工場、その他各種団体に対し講演会、講習会、懇談会等を拡範囲に亘り開催し保健、衛生教育の啓蒙を図つてゐる。今後の活躍に一

層努力されんことを期待する。

尙当管内無医村の保健、衛生について特に留意し遺憾なきよう期せられたる。

3、本年度(自四月至十二月)の事業実績は左の通りである。

患者別	健康相談件数	集團検診件数	患者治療件数
結核	一一八人	二、八六四人	一
性病	三五一人	九二五人	一、一五七人
乳幼児	八七人	一、〇四二人	一
その他	六五九人	一	五三二人
計	一、二二五人	四、八二三人	一、六八九人

以上の結果を示し特に注目すべきは本調査の性病患者数の三分の二は女子罹患者であつて、殊に青少年婦女子の性道徳に対する無關心さが窺われ、最近著しく性病の蔓延の傾向があることは憂慮すべきである。業態者の検診、妊産婦の血液検査等施行し患者の早期発見、治療の徹底を期し性病撲滅に格段の努力を望む。

力を望む。

二、經理其の他事務の処理状況  
 一般事務並に予算執行状況は良好である。

三、所管事項に対する抱負懸案事項

二十三年度事業計画(二十四年三月)に次の事項が懸案されてゐる。

1、鮮魚関係者に対する集團検診

2、結核患者家族の検診

3、乳幼児並妊産婦の集團検診

4、接客業者(売淫行為者)に対する性病検診

四、保健所敷地について  
 敷地は倉吉厚生病院所有地であり再三敷地返還を要求されているが早急に何等かの処置を講ずべきである。

鳥取縣工業試験場 昭和二十四年二月十日監査  
 監査概評

一、事業の施行状況

1、本場は鳥取地方震災のため程んど破壊され一時事業

00415

業中止の状態にあつたが、昨年製紙、窯業、染織等の復旧を見るに到り、製紙、木工、醸造部は現位置に又窯業部は津ノ井村、染織部は西伯郡中浜村に夫々施設は復興し操業開始している。

特に製紙は本縣唯一の特産物であつて貿易再開と共に輸出品として海外に渡つていくことは本縣輸出工業の端緒であり又窯業、染織にしても輸出品の陶器類の試作に將又弓浜地帯に於ける伯州綿と番米を利用する処の機械織物及び染織の試作研究に期待するものである。本縣工業振興策に格段の努力を望む。

二、経理其の他事務の処理状況

- 1、一般事務は良好である。
- 2、予算執行上に於て人件費は殆んど赤字支出されているのが適當でない。予算令達の遅延に因るものと思はれるが主管課と緊密な連絡を爲し今後絶対に赤字支出のないよう留意されたい。
- 3、生産物拂下價格が余りにも廉價のように見られた。

製品質により價格の調定は慎重を期せられたい。

三、所管事項に対する抱負懸案事項

- 1、木工部、醸造部の復興  
本件は震災以來の懸案事項であり、経済会の復興により各業界の企業熱意が著しきため指導機關の立場からして切望している。
- 2、製紙、醸造部等の倉庫の移築  
元商工奨励館敷地に残存せる倉庫の移築を望んでいる。
- 3、凶案、工芸部の新設  
貿易再開以來木工を中心とする輸出品工芸品の生産意欲が昂りたるも、輸出品として商品價値を附与するため又意匠凶案を基とする技術指導を行ため新設を望んでいる。

監査概評

一、事業の施行状況

イ 本所は昭和二十一年十月設置され現在第四期生二

00416

- 十名を以つて家具一式の補導に努めている。
- (ロ) 補導生の学科教育は実習のみで実施されていない。指定標準時間獲得のため実施を望む。
- (ハ) 現建物、敷地共民間のもので使用料を未支拂の儘放置されているが早急契約を締結し明確を期されたい。

二、施設及設備の状況

- (イ) 施設及設備は充実していない。
- (ロ) 今後必要なる機械器具を充実し補導所目的の完遂を図られたい。
- (ハ) 目下第五期生を募集中であるか、設備内容が整つて居れば入所希望者の開拓も容易であり生徒の教育上からも多大の影響を与えるものと信ずる。当局は勿論主管課の配慮を望む。

三、経理其の他事務の処理状況

- 1、一般事務の整理は良好である。
- 2、予算執行状況は適正に経理されているが、
- (イ) 予算上の点から必要資材の入手が不円滑のよう

であるからこれが打開に努力すべきものと認む。

(ロ) 補導生実習中に於ける不慮の災難による医療費の支出に困つているが急速に之が対策を講ずべきである。

監査概評

一、事業の執行状況

(イ) 昭和二十二年十二月職業安定法施行に伴ない昨年十月縣規則改正により機械工公共職業補導所と改称現在二十六名を收容し機械工、修理工の補導所に精進し実績を挙げている。

(ロ) 本所も建築工補導所と同様一ヶ年修業のことになり現在の補導生は年度中旬(九月)募集の爲め定員五十名に対し二十六名收容、入所率約五十%の低率であるが來年度は定員以上の志望者は確實と見られる。当地方機械工業再建の上から優秀機械技術者養成を必要とし志願者獲得に努力を望む。

二、施設及設備の状況

00417

(イ) 大體良好なる施設及設備を有しているが猶理想的とは謂い難い。殊に旋盤は競争中の製作品で機能が悪いので補導用として役立たない。

(ロ) 補導生少数の関係もあるが退職機械器具も散見せられるので破損品は補修し、遊休機械器具は常に手入をして活用すべきものと認められる。尙物置不足の実状に不拘中には預品が保管してあるが返却すべきものは返却し整理整頓に留意を望みたい。

(ハ) 市との交換土地の解決の促進を図り有効適切に使用されたい。

三、經理其の他事務の処理状況

總体的に見て概ね良好であるが左記の点整理方望む。

(イ) 予算經理に主として物件費數項目に相当額の赤字支出せるは會計法上違法につき急速整理すると共に今後は斯るものない様嚴重留意を望む。

(ロ) 補導用資材の出納簿のないのは甚だ遺憾である。直ちに設置し嚴格に出納のこと。

(ハ) 備品出納簿の新帳簿轉記の際に於いての不足品は

正規の手続により拂出のこと。

四、当所懸案事項中特に推奨すべきもの

(イ) 修理工に自動車修繕並運轉技術の習得補導についで。

(意見) 比較的廣範な敷地を有しているのは幸にて中古自動車を縣から保管轉換し修繕技術並運轉技術の補導するは機宜を得た施策と思考されるので推奨したい。

(ロ) 精密機械工の養成補導

(意見) 本所には相当高價なる精密機械器具が死蔵されるのであつて、忍耐強い縣民性に適合する精密機械である。マシン、ラヂオ、時計の部分品製造修理等の技術者養成を本所の補導業務中の二部門として是非採上げるべきであつて、当地方の斯業の隆盛を図る上の喫緊事案と思料する。縣当局の断行を強く望む。

(ハ) 機械工業研究指導機關の併置

(意見) 当地方中小機械工業唯一の振興機關として良

00418

鳥取建築工公共職業補導所 昭和二十四年二月十日監査監査概評

一、事業の執行状況

(イ) 昭和二十二年十二月職業安定法施行に伴い公共職業補導所となり現在七期生一三名を收容補導し初期の目的に向つて邁進しつつあるが、作業場の狹隘とその他施設の不備を見受けられる。

(ロ) 定員五十名に対し入所生十三名で二六％に相当し收容率は余り良好とは言へない。尤も現期生の補導開始が年度中間九月となつた爲時期的に入所率が低下したものと認められる。

(ハ) 昨年十月補導所規則の改正に伴い補導期間を一率に一ケ年に延長定員五十名としているので、入所率の向上を図り存立の意義を發揮せしめられた。

二、施設及設備状況

(イ) 現在機械工公共職業補導所庁舎の一部借用しつつ、

あるも、施設及設備共不完備にして目的達成にこれが困難を伴うものが認められた。

(ロ) 刻下社会の諸情勢から推して職業補導の重要性が認められる際殊に建築技術者の必要が多分に要請されるとき又定員五十名の收容限度から見て別途庁舎の獨立と設備の完備を図り、建築工補導所としての存在を意義あらしめることを痛感する。

三、經理其の他事務の処理状況

(イ) 概ね良好なるも予算經理に於いて數項目に亘り赤字支出しており殊に物件費に相当額の赤字支出してゐるのは面白くない。至急予算措置をすると共に今後嚴重注意されたい。

(ロ) 物件資材の出納は適確に処理されその他の事務も適正に整理され良好である。

四、懸案事項

獨立庁舎の建築についで

(意見) 曩に施設及設備の項に述べておいた通りその必要性を認められる。經費の点は本省に稟請相

当額の国庫補助を得ることを必要とし、現在の如き名目的補導所の存在を有名的且実質的補導所たらしめる爲にその要を痛感する。

山守診療所

昭和二十四年五月六日監査

監査概評

一、事業の執行状況

1、本所は無医村対策の一環として昭和十五年開設され現在所長は開業医で出納員兼看護婦、見習看護婦の三名で日夜困難なる使命を帯びて診療、治療に献身的奉仕され一般村民から愛好されていることは誠に喜しい次第である。

2、管理運営状況は円滑に運営して居り自立自営の域に達している。診療は週三回、治療は毎日行つてゐる。利用患者数は一日平均五人(延十二人)である。

3、最近に於ける主なる患者は、

- 消化器系疾患 五〇%
- 呼吸器系疾患 二五%
- 外傷 二五%

であつて特に消化器系疾患が高率を示しているが、山間部での衛生に対する一般民衆の無觀念と食後の堪へ間ない急激な労働の悪習慣に因るようである。又結核患者は一時増加したが遂次減少の状況である。原因は戦時中徴用工として都市に進出終戦と共に帰郷せる帶患者である。

二、経理其の他事務の処理状況

会計一般事務は出納員の兼職にも拘らず良好に整理されて居り、特に指適することはないが一月より三月までの診療料約七万八千円の未納を健康保険審査会より收納方急速措置を要する。

三、所管事項について希望、意見、要望事項

- (1) 地勢上孤範圍な本村に住込み専任医師の常駐を望んでいる。
  - (2) 担任医の肉体的負担を軽減し傳染病予防の徹底と遠隔地患者の便を図るためアパート患者病室の設置を望んでいる。
- 村当局は現在村隔離病舎を充たすべき意氣込みで

あつた。  
(意見) (1) (2) 共にその要を認めるので縣当局の考慮を望む。

四、施設の充実についで

医療器具の充実と通信機関である電話の設置等施設の充実と改善に当局の配意を望む。